

平成 24 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 島 根 秀 明  
(コード 8737 大証第2部)  
問合せ先 取締役財務部長 川 中 雅 浩  
(TEL 03-6821-0606)

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 12 月 26 日開催予定の臨時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式併合

##### 1. 株式併合の目的

当社株式の発行済株式総数を適正な水準に調整することを目的として株式の併合を行うものであります。

当社は、株主、投資家の皆さまに、様々な投資指標を通じて、会社の状況についてご理解を深めていただくことが重要と考えております。このような観点のもと、株式併合を行い発行済株式総数を適正化することにより、1株当たりの利益・配当等の諸指標や株価を、当社の状況に即してよりわかりやすく表示されるようにしようとするものです。この結果、当社株式が株式市場において適正に評価されるとともに、当社グループ全体のイメージ向上に資するものになることと存じます。

また、全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株単位に集約することを目指しております。当社といたしましては、上場企業としてかかる趣旨を尊重し、上記の状況等を勘案した上で、株式併合の効力発生と同時に当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### 2. 株式併合の内容

###### (1) 株式併合する株式の種類

普通株式

###### (2) 株式併合の方法

平成 25 年 1 月 10 日（木曜日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有普通株式 10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。ただし、本株式併合の結果、1 株に満たない端株が生じた場合には、会社法第 234 条及び第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端株が生じた株主の皆様に対して、端株の割合に応じて分配いたします。

###### (3) 株式併合により減少する株式数

本株式併合前の当社発行済株式総数は平成 24 年 9 月 30 日現在の数値であり、本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生ずる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割

合を乗算した理論値であります。なお、当社は新株予約権を発行しているため、今後、その権利行使により発行済株式総数が変動する可能性があります。

株式併合前の当社発行済株式総数 (A)	59,458,171 株
今回の併合により減少する株式数 (B)	53,512,354 株
株式併合後の当社発行済株式総数 (A) - (B)	5,945,817 株
株式併合後の発行可能株式総数	23,000,000 株

#### (4) 株式併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成 24 年 9 月 30 日現在の数値であり、本株式併合を行った場合、当該総株主数 1,805 名のうち、併合前の保有株式数が 10 株未満の株主様 43 名（その所有株式数の合計は 60 株）が保有機会を失うこととなります。

なお、本株式併合により株主様の権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、本株式併合の効力発生と同時に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更を行います。

また、単元未満株式を保有する株主様は、会社法第 192 条の定めによる当社株式取扱規則に定めるところにより、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。

総株主数及び当社発行済株式総数	総株主数 (割合)	当社発行済株式総数 (割合)
	1,805 名 (100.00%)	59,458,171 株 (100.00%)
10 株未満株主数	43 名 ( 2.38%)	60 株 ( 0.00%)
10 株以上株主数	1,762 名 ( 97.62%)	59,458,111 株 (100.00%)

### 3. 株式併合の条件

平成 24 年 12 月 26 日開催予定の臨時株主総会における「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

## II. 単元株式数の変更

### 1. 単元株式数の変更の理由及びその内容

上記「I. 株式併合」により、株主様の権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

### 2. 単元株式数の変更の条件

平成 24 年 12 月 26 日開催予定の臨時株主総会における「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

### 3. 最近の投資単位の状況

直前事業年度の末日における最終価格を基に算出した 1 売買単位当たりの価格	51,000 円
直前事業年度における日々の最終価格を基に算出した 1 売買単位当たりの価格の平均	42,813 円

## III. 定款一部変更

### 1. 定款変更の理由

株式併合の実施に伴い、発行可能株式総数及び単元株式数を変更するものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億3千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,300万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設) (新 設)	<u>附 則</u> 第1条 <u>第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力発生日は、平成24年12月26日開催の当社臨時株主総会の第1号議案にかかる株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

## 3. 定款一部変更の条件

平成24年12月26日開催予定の臨時株主総会における「株式併合の件」が承認可決されることを条件としております。

## IV. 株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更の日程

取締役会決議日 平成24年11月6日（火曜日）

臨時株主総会決議日（予定） 平成24年12月26日（水曜日）

株式併合公告日（予定） 平成24年12月27日（木曜日）

株式併合の効力発生日（予定） 平成25年1月10日（木曜日）

単元株式数変更の効力発生日（予定） 平成25年1月10日（木曜日）

定款一部変更の効力発生日（予定） 平成25年1月10日（木曜日）

※平成25年1月7日（月曜日）をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

以 上